公民教育のための戦後日本政治史ノート 一憲法と国際関係から見た 55 年体制の捉え方―

菅谷幸浩

Yukihiro Sugaya: Notes for the history of politics in post-war Japan for citizens' teaching activities—How to grasp the 1955 System from the viewpoints of the Constitution and international relations

はじめに

1993 (平成 5) 年、宮澤内閣総辞職によって自民党単独政権時代が終わり、今年で四半世紀を迎える。1955 (昭和 30) 年、日本社会党の再統一に対抗して日本民主党と自由党が合同し、自由民主党(以後、自民党)が結成されて以来、「55 年体制」と称される構図が38 年間、戦後日本政治を規定した。東京書籍刊行の高等学校教科書『政治・経済』には、「自民党と日本社会党(社会党)を中心とした『55 年体制』は二大政党制の期待をもって出発したが、実際には自民党が政権を握り続け、『1と2分の1政党制』ともいわれるほど一党優位の体制となった。『55 年体制』は東西冷戦の時代と重なり、日本経済がめざましい成長をとげた時代にほぼ対応している」いと記されている。当初、55 年体制が二大政党制への発展を期待されながらも、実際は自民党一党優位制に終わったことや、米ソ冷戦という国際政治上の背景を伴っていたことは重要な事実である。

現在、高等学校学習指導要領では「現代社会」と「政治・経済」の指導内容の一つとして、現代日本の防衛・安全保障と国際貢献について理解させることを明記しており、いずれも冷戦後の国際政治(国際社会)の動向を把握させることが意図されている。その上で、「政治経済」については、「地理歴史に属する科目とも目標や内容において密接な関連をもっていることを考慮する」必要性を指導上の配慮事項に掲げている²⁾。公民科政治分野の学習は中高ともに統治機構に関連する条文や制度に比重が置かれ、概して歴史的背景についての説明は教員個人の指導案に委ねられることが多い。冷戦後の日本と国際政治を理解する際、戦後日本の政治外交が憲法や国際政治との関連でどのように規定されてきたのか、という点は重要な側面であるように思う。

2015 (平成 27) 年、読売新聞社は「政治の現場 自民党 60年」と題する連載記事の中

で、「自民党には今も、9条改正による安保体制の強化を目指した岸信介ら旧日本民主党と、 改憲よりも経済復興を優先した吉田茂ら旧自由党の二つの流れがある」とし、こうした党 内事情が現在の憲法改正論議に影響を与えていると伝えている³)。さきに述べたように、 自民党は 1955 年の保守合同により誕生した政党であるが、歴代の自民党政権は必ずしも 結党時の理念や路線に忠実であったたわけではなく、時代状況や党内事情に合わせて様々 な対応をとってきた。戦後日本で保守政治とそれに対置する革新の理念がどのように形作 られたのか、それが 55 年体制崩壊後の政治状況にどう反映されることになったのか、と いう点は公民分野の学習でも意識される価値はあるだろう。

一般に保守と革新は右派と左派の同義語として扱われることが多い。右派と左派の語源はフランス革命後、国民公会の議長席から見て右側に穏健的共和派であるジロンド派、左側に急進的改革派であるジャコバン派の議席があったことにちなむ。では、日本政治における保守と革新はどのように定義されるのか。戦前にまで遡ると、「革新」という用語は大正期、大戦景気とその反動である戦後恐慌を受け、社会的格差の是正を目指す文脈で使用され始めたものである。そして、昭和期になると、政党政治を含む国内秩序の解体と再編を促す原動力となる。長らく山川出版社「日本史」教科書の執筆者であった鳥海靖氏によれば、1930年代初めの急激な変動によって「内外の現状打破を叫ぶ革新運動」が高揚し、「天皇が日本の中心であること」や「議会(政党)政治・資本主義経済・国際協調外交の変革ないし打破」が唱えられるようになる4)。戦前日本の「革新」は「現状打破」の同義語であり、「議会(政党)政治・資本主義経済・国際協調外交の変革ないし打破」が唱えられるようになる4)。戦前日本の「革新」は「現状打破」の同義語であり、「議会(政党)政治・資本主義経済・国際協調外交」こそ、克服すべき「現状維持路線」、すなわち、保守と看做されていたのである。しかし、本論部分で述べるように、戦後日本で保守と革新の理念は戦前と異なる形で、55年体制を規定していくことになる。

筆者は本学の全学共通科目「政治学」では 55 年体制成立以前を戦後日本政治の形成期、 それ以後を戦後日本政治の展開期と位置付けた上で、占領期から 55 年体制の終わりに至 る歴史を全 6 期に区分している。本稿はこの時期区分に基づき、国内政治の動きと国際政 治の動きがどう影響し合うことで各時期の政権の在り方を規定したのか、高等学校公民科 の指導内容への援用を想定することで、戦後日本政治史をラフ・スケッチするものである。

1. 占領期(1945~1952年まで)

改めて述べるまでもなく、戦後日本を形作ったのは7年間に及ぶ占領期である。外国の 占領下で国家主権を喪失するという未曾有の経験であったが、連合国の日本占領が事実上、 米国の単独占領であったことが日本の再出発に大きな影響を与えることになる。すでに先行研究で明らかにされているように、米ソ両国は 1945 (昭和 20) 年 2 月のヤルタ会談までは協調関係にあったが、同年 4 月のルーズヴェルト大統領死去とトルーマン政権成立をきっかけにして米国の戦後構想は大きく変容する。それまで米国は日本政府の解消や直接軍政を想定していたが、グルー国務次官、スティムソン陸軍長官ら「知日派」の意向により、7 月のポツダム宣言起草段階では条件付き降伏や間接統治、天皇制温存など、戦後の日米関係につながる方針が定まっていく5)。現在の歴史・公民教科書では米ソ冷戦の始まりを第二次世界大戦後と位置付けているものが多いが、米ソ対立の兆しが第二次世界大戦末期から表れていたことや、ソ連が連合国でありながらポツダム宣言から除外された国際政治上の意味に触れる必要があるだろう。

後述するように、占領期という時代は米ソ冷戦の進展を反映して 1948 年から 1949 年にかけて新しい段階に入っていくことになる。米国による初期対日占領政策の目標は日本の民主化と非軍事化であり、1945 年 10 月の幣原内閣に対する五大改革指令や、新憲法制定に向けた作業には GHQ(連合国軍最高司令官総司令部)民政局が関与している。これが戦後史の第1期を規定するものである。歴史・公民分野では五大改革指令の内容とその後の占領改革との対応関係、大日本帝国憲法(以下、明治憲法)と日本国憲法の対照性が教えられている。民政局の局長ホイットニー少将、次長ケーディス大佐がニューディーラー(社会民主主義派)と称されていたことや、彼らが日本社会党と近い関係にあったことにも言及すれば、初期対日占領政策の性格や同時期の日本政治との関連性が理解できる。また、憲法・人権の単元に加え、経済分野の学習との関連性も深まるはずである。

日本国憲法の制定過程については、1946 年 2 月の憲法改正要綱(松本烝治案)却下、同年 3 月のマーカーサー3 原則(天皇の象徴化、戦争放棄と軍備撤廃、封建的諸制度の廃止)手交など、GHQ 側の関与があったことは周知のとおりである。では、当時の日本の指導層はこうした現状をどう認識していたのか。戦前、立憲政友会衆議院議員を務めた安藤正純は第一次吉田内閣(日本自由党・進歩党の連立政権)期の 1946 年 6 月 6 日、首相兼外相である吉田茂と懇談しており、そのやりとりを日記で以下のように記している。

引続き吉田総理大臣を外務大臣官邸に訪問す。一両日病気引籠中だが、特に会見してくれた。総理にも田中[耕太郎]文相に話した憲法草案の宗教に関する条項につき、 懇談す。吉田氏も大体応諾して「善處すべし」と言はる。次で「新憲法は国体の変更 に非ずや」と言へば、「少くとも政体の変更である」と答へ。更に予が「新憲法は穴だらけだ、殊に前文と第一章は主権在民だが議会に於て修正が出来るや」と問へば、吉田首相は「実は前内閣で松本国務相が中心で作つた草案はマ司令部の取上げる処とならず、二月の下旬から対日理事会が開ける。而るにソ連は日本に対して最も悪く、豪州、新西蘭、加奈陀亦然り、従て英国もこれ等諸国に同ずるの傾向なり。故に対日理事会の開会前に、多少思ひ切つた憲法を作り上げるの必要がある、とマ司令部が示されたのが今度の草案である。爾来多少の修正は加へたが大体マ司令部の案である。」と其の内情を懇談せらる。而して吉田氏は「不磨の大典と言つた憲法が根本的に改正せられるのだから、今度講和条約が出来て、日本の他日立ち上つた際に亦不磨の大典が改正せられる時があらう。敗戦国の日本としては現在はそれより致方なしと観念するより外なし」と附言す。そこで予は「修正は出来ぬや」と云へば、吉田氏は「マ司令部では、プリンシプルは変更は許されない、即前文と第一章の天皇の條章並に第二章の戦力の抛棄は絶対に修正は出来ぬ、それ以外の處は議会にての修正は出来るべし」と明答せらる60。

すなわち、吉田はソ連、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、英国が厳しい対日姿勢をとる中、それを打開するためにも GHQ 側の憲法草案を受け入れたほうが得策と判断していたのである。当時、対日理事会が有していた影響力については先行研究や当事者の間でも評価が分かれるが、吉田としては天皇制や戦争放棄などの基本条項の受け入れはやむを得ないと考えていた。ただし、「他日立ち上がつた際」、すなわち、占領下の日本が将来主権を回復した後に「亦不磨の大典が改正せられる時」が来ることを否定してはいなかったり。この吉田と安藤との対談から 2 日後、新憲法草案は枢密院で可決され、帝国議会両院で修正可決されたのち、11 月 3 日に公布されることになる。日本国憲法の制定は占領期の日本にとって、対米関係が最も大きな要因であったことを示している。

ところが、1948年以降、米国内で対ソ脅威論が強まっていくと、対日占領政策の目的はそれまでの民主化・非軍事化から経済復興・再軍備に転換していくことになる。国際政治上の背景として、1947年3月のトルーマン=ドクトリンに始まる封じ込め政策の展開など、米ソ冷戦のグローバル化が作用していたことに触れる必要がある80。1948年10月、芦田内閣(民主党・国民共同党・社会党の連立政権)が復興金融公庫に絡む汚職事件(昭和電工事件)の影響で総辞職すると、この頃からGHQ内部の主導権は民政局からウィロ

ビー少将の率いる参謀第二部に移行し始める。ウィロビーは反共・保守主義を信条として おり、彼らの意向に沿う形で第二次吉田茂内閣(民主自由党)が成立する。ここから6年 2ヶ月に及ぶ吉田長期政権が幕を開けることになる。

1949年1月、第24回衆議院議員総選挙の結果、民主自由党は264議席を確保し、その後の第三次吉田内閣期には1948年12月の「経済安定九原則」指令、1949年3月のドッジ=ラインに基づく固定相場制の導入など、経済史上の重要政策が相次いで登場する。そして、占領期の日本に大きな影響を及ぼすのが1950年の朝鮮戦争勃発である。第二次世界大戦終結後、朝鮮半島は1943年発表のカイロ宣言に基づいて米ソ両国の信託統治下に置かれ、1948年に大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国がそれぞれ成立していた。1950年6月に北朝鮮軍が韓国に侵攻し、米ソや中国を巻き込んだ代理戦争の様相を呈してくると、その影響は日本にも波及することになる。

想定される指導案としては、①レッド・パージ、②警察予備隊の創設、③特需景気、④講和協議の促進という4点に整理できる。敗戦後、日本国内では旧軍人や国家主義者の公職追放が進められる一方、戦前は治安維持法により非合法政党とされた日本共産党の幹部たちが相次いで出獄する。しかし、朝鮮戦争勃発に伴い、それまで政治活動の自由を与えられていた共産党が公職追放対象(①)となったことは占領政策の変化を象徴するものであった。また、②の警察予備隊はのちに保安隊を経て、1954年の日米相互防衛援助協定(MSA協定)成立に伴い、現在の自衛隊に改組される。マッカーサーが朝鮮戦争勃発直後、7万5千名規模の警察予備隊創設を指令した理由は何だったのか、当時の日本が置かれた状況も含めて検討することは、安全保障の単元にも関連する内容になる。③の特需景気は占領下の日本が新しい形で米国との関係を強め、かつ、短期間で工業生産力を回復する契機になった点を指摘する必要がある。そして、④の講和問題をめぐっては、米国を中心とする西側陣営のみを対象にした単独講和(多数講和)論、東西両陣営を対象にした全面講和論の二つが日本国内に存在していた。当時、どのような勢力が単独講和論、全面講和論を主張していたのか、米ソ冷戦の推移という国際政治上の問題や、日本国憲法との関連で捉えてみると、この時期の日本政治の構図を理解できるようになるはずである。

当時、単独講和論を代表していたのは首相の吉田であり、第二次世界大戦後の国際政治が米国中心となることを外交官出身の立場から予見し、対米協調が戦後日本にとっての最善の選択肢と確信していた。一方、全面講和論は社会党や知識人の間に見られたものであり、日本国憲法の掲げる平和主義を実現する手段として非武装中立路線に立っていた。単

独講和論は現実主義的国際政治観、全面講和論は理想主義的国際政治観と言い換えること も可能であり、授業では当該期における保守と革新の理念が憲法に加え、国際政治と密接 に関連し合って形作られていたものであることを指摘する必要がある。

1951 年 9 月、日本は連合国 48 ヶ国との間にサンフランシスコ平和条約に調印するが、中国は招聘されず、ソ連、ポーランド、チェコスロバキアが調印を拒否する。当時、日本国内では第二次世界大戦末期、ソ連の対日参戦によって満州における居留民への暴虐行為やシベリア抑留問題がもたらされたことから、ソ連への警戒感が国民各層の間に根強く、世論の大勢は単独講和を支持していた⁹⁾。のちに吉田は 1954 年秋の欧米歴訪の際、英国のチャーチル首相とイーデン副首相に対して、「今日の世界状勢を観ずるに帝政ロシヤに代るにソビエトロシヤの共産侵略に対しては従前と全様な脅威下にあると思ふ、かつての同盟の生じた事情と相似して居る」、「今こそかつての日英提携の如く共同の敵を見直して協力すべきなり」と主張している¹⁰⁾。吉田は戦前外交官時代に二度の英国勤務を経験しているが、明治期の日英同盟をモデルとすることで、戦後日本外交の在り方を捉えていたのである。米ソ冷戦によって世界の二極化が進む中、吉田には西側陣営への参画こそ、日本の安定につながるという確信が早くからあったと思われる。

このサンフランシスコ平和条約の内容で注目すべきは、沖縄・小笠原諸島を除く日本本土の回復、連合国の対日賠償請求額の大幅減額が盛り込まれた点にある。かつて第一次世界大戦後のパリ講和会議でドイツに示された戦後処理案と比較すると、まさに「寛大な講和」と呼ぶべき内容であった。また、現物賠償や経済協力といった形での賠償支払いを採用したことは、のちに日本の対アジア市場向け輸出を助けることになる。また、このサンフランシスコ平和条約と同時に、吉田は米国政府との間で日米安全保障条約に調印する。そこでは、①「極東における国際の平和と安全に寄与」するために米軍が日本に駐留すること(第1条)、②外国による教唆または干渉によって日本国内で内乱及び騒擾が発生した場合、日本側の要請により在日米軍が鎮圧出動すること(第1条)、③米国の事前の同意なくして日本は第三国に軍事的協力をしないこと(第2条)が規定されていた。ポツダム宣言第12条とサンフランシスコ平和条約第6条では日本の主権回復後、連合国軍は速やかに日本から撤退することを定めていたが、米国としては冷戦への対応を考えた場合、日本という戦略拠点を失うことは避けたかった。そして、吉田としても独立後の日本の安全保障に米国を関与させるため、米軍駐留を継続させる必要があった。したがって、日米安保条約は日米両国の意図から生まれたものであった。

しかし、日米安保条約第1条は①にあるように、米軍の日本駐留目的は極東の平和維持にあるとし、日本防衛は明文化されていなかったことから「極東条項」と称される。同じく第1条に盛り込まれた②は「内乱条項」と称され、主権国家にとっては極めて特異なものである。③と合わせて、当時の米国が日本の共産主義化を警戒していたことが分かる。この日米安保条約の内容は1952年2月調印の日米行政協定で細目が規定され、ここに日本政府は駐留米軍に基地を提供し、その費用を負担することが定められる。1952年4月、サンフランシスコ平和条約と日米安保条約の同時発効により、日本は7年間の占領を終えて主権を回復する。吉田が果たした単独講和とは日本が西側陣営の一角となることを条件として、国際社会に復帰するというものであった。

なお、この時に吉田が憲法改正や再軍備に着手せず、日米安保体制を選択したことは同 時代だけでなく、その後も対米従属の起源として批判されることになる11)。では、当時 の吉田が憲法改正による再軍備を退けた理由は何だったのか。第一は再軍備による経済的 負担と、第二は対アジア関係への影響を考慮したためである。のちに吉田自身は、「当時の 日本の経済自立のための耐乏生活を国民にしいなければならない困難な時期」にあり、「軍 備という非生産的なものに巨額の金を使うことは日本経済の復興をきわめて遅らせたであ ろう」ことや、「日本が再軍備すればアジアの諸国を刺戟するかもしれない」ことが再軍備 反対の理由であったと述べている12)。第三は旧軍人が復活することへの警戒である。戦 前、外交官時代の吉田は軍の有力者との関係構築に努めていたが、これは北岡伸一氏によ れば、「日本外交の癌ともいうべき軍とくに陸軍の介入を抑える最も有力な方法は、逆説的 ながら、軍の有力者との密接な関係であった」ためであった¹³⁾。吉田は 1936 年の二・二 六事件後、外相として広田内閣への入閣が予定されていたが、自由主義者であることを理 由に陸軍から排撃され、太平洋戦争末期の 1945 年 4 月には終戦工作への関与から憲兵隊 に逮捕された経験もある。軍部が政治に介入した昭和前期の歴史を体験した吉田にとって、 旧軍人の復活に道を開きかねない早急な再軍備に躊躇せざるを得なかったのは当然であっ た。吉田は敗戦直後、「軍なる政治の癌切開除去、政界明朗国民道義昂揚、外交自ら一新可 致、加之科学振興、米資招致により而財界立直り、遂に帝国の真髄一段と発揮するに至ら ば、此敗戦必らずしも悪からず」14)と綴り、政治における軍の影響力排除を戦後日本の 重要課題に位置付けていた。これに加えて、もしも日本が再軍備すれば、米国から朝鮮戦 争への参戦を求められることを恐れていたのではないか、という点も第四の理由として追 加できるだろう¹⁵⁾。当時の日本が置かれた国際政治状況を考えた場合、この講和独立は

吉田にとっては最善の政策選択であった。

この時期に吉田が憲法改正による再軍備ではなく、米国に安全保障の大枠を依存する形 で日本の国際社会復帰を実現したことは、戦後日本の経済復興を軌道に乗せる上で賢明な 判断であったという評価が定着している16'。しかし、最近の楠綾子氏の研究によれば、 当時の吉田は日米安保条約に基づく米軍の日本駐留を恒久的なものと考えてはおらず、あ くまでも日本の国力が回復するまでの暫定的なものと認識していた。そして、日本が十分 な自衛力を確立できる段階になったとき、安保改定や駐留米軍撤退を実現しようとしてい たことが明らかにされている¹⁷⁾。現在、高等学校公民科では憲法第 9 条に関する政府の 憲法解釈の変遷として、第一次吉田内閣期の 1946 年に吉田が衆議院で「自衛権の発動と しての戦争も、又交戦権も放棄した」と答弁していたこと、1952年に第四次吉田内閣が「『戦 力』に至らざる程度の実力を保持し、これを直接侵略防衛の用に供することは違憲ではな い」という「統一見解」を表明していたことを紹介している18)。吉田を批判する識者の 間では、1946年の国会答弁と 1952年の「統一見解」は盾の表れとして引用されることが ある。しかし、1951 年の段階で吉田が日米安保条約の内容を恒久不変なものではなく、将 来における日本の自衛力確立を考えていたとすれば、1952年の「統一見解」は必ずしも唐 突なものであったとは言えない。その意味で、朝鮮戦争勃発から講和独立に至るまでの吉 田の役割は冷静に評価されるべきだと思われる。

2. 主権回復以降(1952~1955年まで)

1952 (昭和 27) 年 4 月、日本はサンフランシスコ平和条約発効により、7 年間の占領を終えて主権を回復するが、この前後から政界再編の動きが生まれる。革新勢力の側ではサンフランシスコ平和条約調印の翌月にあたる 1951 年 10 月、社会党が単独講和を支持する右派と、全面講和を求める左派に分裂する。一方、与党である自由党内部では公職追放解除により政界に復帰し始めた鳩山一郎ら反主流派が台頭し、吉田以下の主流派と対決するようになる。そして、1952 年 2 月には元東條内閣外相・重光葵を総裁とする改進党が結成され、自由党鳩山派(のちに「分党派自由党」を結成)と共に吉田批判と自主外交論を展開してくことになる。

1953年2月、衆議院予算委員会における吉田の失言問題から懲罰動機が起きると、翌月、 衆議院本会議では野党勢力の動きに自由党鳩山派が合流する形で内閣不信任案が可決され る。これを受けて吉田は衆議院を解散し(「バカヤロー解散」)、4月に第26回衆議院議員 総選挙が施行される。しかし、国内の吉田人気には陰りが見え始めており、自由党は単独 過半数を確保できないまま、5 月の第五次吉田内閣(自由党)成立となる。しかも 1954 年7月の朝鮮戦争休戦協定によって特需景気が終わり、米国のアイゼンハワー政権が対ア ジア戦略の後退を表明すると、吉田を支える政治基盤は動揺を迎えることになる¹⁹⁾。

中央政界における反吉田新党結成計画は拡大の様相を見せ、11 月には「分党派自由党」と改進党が合同し、鳩山を総裁とする日本民主党が結成される。1950年代の日本政治は吉田茂と鳩山一郎という二人の政治家の対立軸として捉えると明確であり、戦後日本のビジョンとして、〈対米協調・通商国家・軽武装〉と〈自主外交・自主憲法・自主軍備〉の二つがあったことを理解する必要がある。特に占領期に公職追放され、首相就任を阻まれた経験を持つ鳩山にとって、このまま吉田が政権の座にあることは占領期の延長を意味し、真の意味での「独立の完成」を阻害するものと映っていた。

1954年12月、第五次吉田内閣が造船疑獄事件の影響から総辞職すると、新たに第一次鳩山内閣(日本民主党)が成立する。そして、1955年2月の第27回衆議院議員総選挙では日本民主党(総裁・鳩山一郎)が185議席、自由党(総裁・緒方竹虎)が112議席、左派社会党(委員長・鈴木茂三郎)が89議席、右派社会党(委員長・河上丈太郎)が67議席を確保する。日本民主党は単独過半数を確保できなかったが、自由党と合わせると297議席となり、社会党は左右両派で157議席となる。日本の国会状況が広い意味で保守と革新に二分されたことになり、同年10月、それまで左右二派に分裂していた日本社会党が再統一を果たす。これは日本国憲法第96条が改正発案条件として両議院の総議員3分の2以上の賛成を規定していることから、左右社会党が合同すれば、憲法改正阻止のための3分の1の議席を衆議院で確保できるようになるためである。

すでに朝鮮戦争が膠着状態に入っていた中、日本国内では婦人・青年層の間に反戦傾向が強まり、社会主義ではなく、平和主義へのシンパシーが浸透することで、婦人・青年・組織労働者を中心とする社会党の大衆的基盤となっていく²⁰⁾。一方、財界では経済同友会、日本経済団体連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所など四団体が日本民主党と自由党の合同を要望する。こうして両党は日本民主党総務会長・三木武吉の仲介を経て、同年 11 月の自民党結成に至る。当時、財界が保守合同を望んだのは労働運動の激化や社会党の進出を抑え、経済復興を継続させる必要があり、日米関係を安定化させるためにも安定的な保守政権が求められたためである²¹⁾。こうして日本では以後 38 年間にわたり、自民党を単独与党として、野党第一党の社会党に対峙する 55 年体制が幕開けするのであ

る。講和独立から 55 年体制の成立に至る戦後史の第 2 期は、保守勢力と革新勢力における対立軸が単独講和の是非に代わり、憲法改正や自主軍備をめぐる問題に移っていく時期であった。

3. 自民党単独政権時代の始まりから「政治の季節」へ-1955~1960年-

1955 (昭和 30) 年、自民党が結党時に掲げた「党の政綱」には、「平和主義、民主主義及び基本的人権尊重の原則を堅持しつつ、現行憲法の自主的改正をはかり、また占領諸法制を再検討し、国情に即してこれが改廃を行う」ことや、「集団安全保障体制の下、国力と国情に相応した自衛軍備を整え、駐留外国軍隊の撤退に備える」ことが明記されている²²。保守政党として誕生した自民党が目指したのは自主憲法制定、そして、在日米軍の撤退を通じた自主独立の達成であり、言い換えるならば、吉田がサンフランシスコ平和条約調印の段階でやり残した課題を実現することにあった。

1956年10月、鳩山内閣は日ソ共同宣言に調印する。これは北方領土問題の解決を先送りする形での国交回復であったが、当時の日本とソ連の国力の違いを考えた場合、やむを得ないものであった。それまで国連安全保障理事会常任理事国であるソ連は拒否権を発動することで、西側陣営の一国である日本が国連に加盟することを阻んできたが、同年12月の国際連合総会では日本の加盟が全会一致で承認される。当時、鳩山は脳梗塞を患っており、吉田の果たせなかった日ソ国交回復と国連加盟を実現したのち、副総理であった石橋湛山に政権を譲る。しかし、石橋も健康問題を抱えていたことから短命政権に終わり、1957年2月、岸信介を首班とする内閣が成立する。

岸は戦時中に東條内閣で閣僚を務めたことから、戦後にA級戦犯容疑で逮捕・拘留されていたが、のちに不起訴処分で釈放されたのち、自民党初代政調会長を務めている。岸内閣が成立時に掲げた「日米新時代」というスローガンには鳩山内閣期の対米自主外交によって増幅した米国側の対日認識をいかに改善するか、それと同時に吉田内閣期に結ばれた日米安保条約の歪みをいかに修正するかという点が意識されていた。のちに岸自身は安保改定の動機として、「独立国家としては、自分の国の独立を守るための防衛と安全保障ということが、とにかく非常に重大な意味をもつんだということ」を国民に理解させたかったことが、とにかく非常に重大な意味をもつんだということ」を国民に理解させたかったことや、「占領時代の継続のような行政協定などがあって、占領時代と米軍の立居振舞があまり違わない」ことに対する国民の反感があったことを挙げている²³。

この 1957 年当時、国際情勢の面ではソ連による ICBM (大陸間弾道ミサイル) 発射実

験と世界初の人工衛星打ち上げ成功、米国による ICBM 発射実験の成功が重なり、米ソ両国の軍事緊張が新しい段階に入っていた。その結果、米国がソ連や中国の脅威に対処する上でも、日本列島の戦略的重要性が高っていた時期であった。一方、日本国内では 1955年から続く砂川闘争や、1957年1月のジラード事件を受けて在日米軍に対する国民感情は悪化の一途をたどり、日本だけではなく、米国にとっても日米安保条約の見直しが不可避となっていた24)。当時、ダレス国務長官はアイゼンハワー大統領に対して岸を「戦後日本で出現した最も強力な首班」と評価しており25)、早くから米国側が岸内閣を親米保守政権として認識し、日米関係の強化を図ろうとしていたことがわかる。

1957 年 6 月、岸とアイゼンハワーは日米共同声明として安保改定方針を表明し、1960年1月、ワシントンで新日米安保条約が調印されるとともに、日米行政協定が日米地位協定に改定される。新安保条約のポイントは、①「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするもの」とした上での日米共同防衛(第5条)、②在日米軍の駐留目的は「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」であること(第6条)、③在日米軍出動についての日米両政府による事前協議制の導入(第6条の実施に関する交換公文)、④旧安保条約にあった内乱条項が削除されたことの4点である。特に第5条は現在でも日本の安全保障政策を考える上で重要な位置を占めている260。なお、安全保障の単元にも関連することから、新安保条約については以下の2点を補足しておきたい。

第一は新日米安保条約の性質が軍事同盟にとどまらず、日米関係の広汎な部分を規定していることである。そのことは第2条で「締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、立びに安定及び福祉の条件を助長する」ことや、「両国の間の経済的協力を促進する」と規定されていることからも明らかである。中西寛氏の研究によれば、吉田は1951年の日米安保条約調印の際、国務省顧問ダレスに対して、日本の工業力の積極提供を申し出ることで日本側の貢献努力を示し、日米の同盟関係が相互性を保つようにこだわっていたという。結局、この吉田の提案は現実にはならなかったが、吉田が戦後の日米関係を考える上で必ずしも日本の安全保障を米国に全面的に依存していたわけではなかったことを示している²⁷⁾。新日米安保条約は第2条で日米両国間の経済協力の促進を規定し、かつ、第6条で米国に対する日本の基地貸与を盛り込んでおり、この点で吉田が志向した形での同盟関係の相互性が含まれていたと評価することもできるのではないか。

第二は安保改定によって生まれた日米両国の役割分担である。一般に安保改定により、日米同盟の性格はそれまでの片務性に代わり、双務性が強まったと言われる。ただし、新安保条約は日米両国の相互防衛義務を規定しておらず、元防衛大臣・石破茂氏の言葉を借りると、「日本だけが集団的自衛権を行使できないまま、非対称的な双務関係の日米同盟のみで抑止力を維持していく」²⁸⁾ものとなっている。佐瀬昌盛氏はこの点について、新安保条約がNATO(北大西洋条約機構)のような共同防衛形式での米国防衛を約束していないことに代わり、日本はアジアで最も重要な基地提供機能を担うという「非対称双務性」の同盟関係が成立しており、そのことから米国も安定した同盟国として日本を受け入れるようになったと指摘している²⁹⁾。在日米軍基地については所在地域との関係で様々な問題を抱えているが、第6条に基づく基地貸与が戦後の日米関係にもたらした意義は評価されるべきであろう。

しかし、当時の日本国内では革新勢力を中心にして、日本が新安保条約の下で米国の戦争に巻き込まれるのではないか、という危機感が高揚し、60年安保闘争を引き起こすことになる。衆議院本会議では5月に新日米安保条約が自民党によって強行採決され、参議院での審議に移る。社会党や共産党の激しい抵抗によって審議が難航する中、6月15日には国会議事堂前のデモに参加していた東京大学文学部学生・樺美智子が死亡する事件が起きる。当初、岸はアイゼンハワー大統領を東京に招き、新安保条約発効を迎えるつもりだったが、同月17日、警備上の都合からアイゼンハワーの訪日延期を米国側に要請する。そして、新安保条約は参議院本会議での承認が得られないまま、憲法第61条の規定により自然承認される。岸内閣は6月23日の新安保条約・日米地位協定発効を見届けたのち、翌24日に総辞職する。自らの政権では安保改定までが限界であり、憲法改正や核保有まで進むことは不可能と考えた上での退陣であった300。

戦後史の第3期のうち、岸内閣が実現した安保改定は米ソ冷戦時代から今日のポスト冷戦時代に至るまで、日米関係の基盤となっている。そのため、旧安保条約との比較も含め、その意義を正確に説明することが求められる。また、条約の締結で「衆議院の優越」が適用されるのは極めて異例であり、この点は憲法条文に照らして正確に解説する必要がある。

4. 経済大国への道と自民党政治の完成(1960~1974年)

岸信介の退陣後、戦後史の第4期に政権を担当するのが官僚出身政治家である池田勇人、 佐藤栄作である。両者は吉田茂の率いる自由党主流派で政治経験を積んだことから、「吉田 学校」卒業生と俗称され、池田内閣は4年4ヶ月、佐藤内閣は7年8ヶ月の長期政権となる。吉田と同様に日米関係を重視する観点から日米安保体制の堅持を表明し、合わせて高度経済成長の具体化に取り組むことになる。このように池田・佐藤内閣は岸内閣と異なり、激しい国内対立を避けながら政権運営に努めるが、それは当時の米国にとっても望ましいものであった。1960(昭和35)年6月に承認される国家安全保障会議作成の対日政策文書では穏健な親米保守政権の下、日本が米ソ冷戦に対応した戦略的重要性を果たしつつ、有力な輸出市場として米国経済に貢献することが理想として打ち出されていた31)。

池田・佐藤内閣期については、社会党に比して自民党が支持を拡大していく「黄金時代」でありながら、政治資金問題に代表される党「近代化」改革の挫折、中選挙区制の下での世襲議員の増加や個人後援会の発達など、派閥政治の側面が強まっていく時期であることが先行研究で指摘されている³²)。また、池田・佐藤内閣が民意や野党との関係から憲法改正に消極的姿勢をとり、政府・与党内で憲法論議のタブー化が進んでいく過程であったことも明らかにされている³³)。ここでは池田・佐藤内閣による政策展開を国際社会との関与を中心に見ていくことにしたい。

池田内閣の主要業績は経済政策に関わるものであり、国内的には国民所得倍増計画の推進に加え、この時期に日本は資本と物資の自由な対外取引が認められた「開放経済体制」への移行が加速していく。そのことは1963年のGATT(関税と貿易に関する一般協定)11条国への移行、1964年のIMF(国際通貨基金)8条国への移行とOECD(経済協力開発機構)加盟により裏付けられていく³⁴⁾。こうした池田内閣による開放経済体制への順応は戦間期における自由貿易体制の拡大と比較することで、その歴史的な性格が理解できるはずである。安保改定後、日本国民の関心は1964年の東京オリンピックに移っており、池田内閣期、憲法や安全保障上の問題は政治的争点から遠ざかっていく。当時、朝日新聞社政治部で首相官邸を担当していた石川真澄氏の言葉を借りるならば、池田内閣が果たした役割は「戦後の日本国憲法に表現された諸価値をここで本格的に定着させたという仕事」であった³⁵⁾。ここから自民党政治は日本を「経済大国」に導くための安定政治を実現することで、国民各層に受け入れられていくのである³⁶⁾。

舌頭癌を患っていた池田の退陣表明後、1964年11月に成立する佐藤内閣の主要業績は外交にかかわるものであり、1965年6月には日韓基本条約に調印し、韓国との国交を回復する。その背景には東アジアにおける西側陣営の強化を図るためにも日韓両国を連携させたいという米国の意図が働いていた。また、当時の韓国は朝鮮戦争の荒廃から立ち直るこ

とができておらず、戦後復興のためには日本の経済協力が必要であった。

一方、日米関係については 1968 年 6 月の小笠原諸島返還を経て、1969 年 11 月、佐藤・ニクソン共同声明として、1970 年に期限切れを迎える日米安保条約を自動延長することや、1972 年のうちに沖縄を「核抜き本土並み」で返還することで合意したことが発表される。なお、この会談で佐藤は対米繊維輸出の自主規制を約束したことから、日本のマスコミにより、これが沖縄返還の代償を意味する「糸で縄を買う」対応として皮肉られることになる。のちに佐藤は 1972 年 1 月の会談でニクソン大統領に対し、「日本は安保条約の範囲内で米の核の傘の抑止力の利益を受けることを希望している」 37)と述べており、核戦力を含む広汎な軍事力を米国に依存する路線がこの時期に確定していくことになる。極言すると、1967 年に佐藤が国会で表明する非核三原則は「米の核の傘の抑止力の利益を受けること」の代償であった。本来、戦後日本にとって日本国憲法と日米安保条約は別個の時代背景をもって誕生したものであった。しかし、1960 年の安保改定以降、戦後日本の安全保障政策は日本国憲法と日米安保条約の二つが融合することで、その大枠が規定されていくことになるのである 38)。その意味で、自民党政権下における戦後政治外交の一つの帰結に相当するのが池田・佐藤内閣期であったと言えよう。

1972年5月、佐藤が「民族の悲願」³⁹⁾と位置付けていた沖縄返還が実現すると、同年7月の自民党総裁選は官僚出身政治家である福田赳夫と党人政治家である田中角栄の対決となる。当時、佐藤は福田を自らの後継者に望んでいたが、党内最大派閥を率いる田中が決選投票で大勝する。こうして田中内閣の成立に至るが、この1972年は国際的、国内的の両面で戦後日本が大きな岐路に立たされていた時期である。まず、国際的には佐藤内閣末期、金・ドル交換停止(1971.8)、米中共同声明(1972.2)という2つの「ニクソン・ショック」により、戦後日米関係が経済と外交の両面で不安定化していた時期であった。田中内閣の外交上の業績としては、1972年9月の日中国交回復が取り上げられる。田中内閣が成立直後から日中国交正常化を急いだ背景として、当時の米国が中ソ対立の深刻化やベトナム戦争の終結を見据え、米中関係改善を急いでいたことなど、冷戦構造の変容という要因があったことに触れる必要がある。

また、田中内閣成立時、日本国内では高度経済成長の矛盾、すなわち、農村の過疎化と都市の過密化、公害問題が表面化し、それに伴って市民運動や革新自治体の出現などが全国的に広まっていた。当時、こうした動きは「保守の危機」と称され、自民党支持基盤の動揺に拍車をかけるものとなっていた400。日本の公害対策は佐藤内閣期、1967年の公害

対策基本法制定、1971年の環境庁設置として具体化されるが、保守長期政権と公害問題の拡大が時期的に重なっていることの意味を軽視してはならない。

田中が自民党総裁選で掲げた「日本列島改造論」には「国土の均衡ある発展」という表現が幾度も用いられているが、その背景には高度経済成長のもたらした地域間格差があった。急激な経済成長が都市部と地方に格差をもたらすことは現在の世界にも見られる傾向である。経済大国への歩みが戦後日本に何をもたらしたのか、高度経済成長時代の二面性に目を向けることも重要な学習課題である。最終的に田中の掲げた「日本列島改造論」は全国的な地価高騰をもたらし、これに加えて1973年の第四次中東戦争勃発に伴う第一次石油危機の波及、「狂乱物価」と称される物価上昇により、日本経済はスタグフレーションに突入する。そして、立花隆「田中角栄研究―その金脈と人脈―」(『文藝春秋』1974年11月号)が発表されると、金権政治批判は頂点に達し、1974年12月の田中内閣総辞職となる。日本の高度経済成長は田中内閣をもって終わり、金権政治批判の高まりは国民の政治不信を決定的にした。小林英夫氏も指摘しているように、戦後日本政治史における自民党の衰退は田中内閣から始まったと言える410。

ただし、田中内閣はエネルギー政策の面では後半段階で重要な取り組みをしている。それが積極的な資源外交の展開(「資源ルートの多角化」)と原子力発電の推進である。田中は 1973 年 9 月から 10 月にかけて欧州とソ連を歴訪し、油田開発や濃縮ウランの調達について各国と協議している。そして、1974 年 6 月、田中内閣は政府提出法案として電源三法を成立させる。これは日本のエネルギー政策が火力発電から原子力発電に転換する契機となる 4 2 。田中が政権の座にあって外交政策、経済政策、エネルギー政策の面で果たした役割は何であったのか、それまでの戦後日本外交や歴代自民党政権との取り組みと比較した場合、どのような特徴があり、現在の日本にどのような課題を残しているのか。戦後史の第 4 期、すなわち、池田内閣から田中内閣に至るまでの時期は公民学習だけでなく、歴史・地理学習でも応用可能な論点を多く含んでいる。

5. 自民党における党内派閥対立の激化と短命政権の連続(1974~1982年)

戦後史の第5期にあたる 1970 年代、自民党では三木武夫、田中角栄、大平正芳、福田 赳夫、中曽根康弘を領袖とする派閥が合従連衡を繰り広げ、「三角大福中」と称される派閥 対立の全盛期を迎える。その結果、1976 (昭和 51) 年 12 月の田中内閣総辞職から 1982 年の中曽根内閣成立に至るまでの6年間、三木内閣 (1974.12~1976.12)、福田内閣 (1976.12~1978.12)、大平内閣(1978.12~1980.6)、鈴木内閣(1980.7~1982.10)という四代の内閣が続く。このうち、政権担当期間が辛うじて2年を超えたのは三木内閣のみであった。このように短命政権が連続した背景には田中角栄の首相退任後も田中派が党内最大派閥として位置し、田中が「政界の閣将軍」、「キング・メーカー」と称される影響力を持ち続けたことが作用していた。

そして、この 1970 年代における自民党政治の内実を象徴するのが青嵐会である。青嵐会は 1973 年 7 月、当時の田中内閣による経済優先・中国重視の路線に反発した藤尾正行、中川一郎、渡辺美智雄、石原慎太郎ら 31 名の国会議員により結成された政策集団である。自主憲法制定や日台断交反対、国内農業の保護、田中金権政治の打破を掲げ、当時のマスコミからは「旧鳩山民主党の再現を思わせるもの」 43)と評されていた。しかし、他派閥による切り崩しに遭い、自民党内で大きな影響力を発揮することがないまま、大平内閣期の1979 年に解散を余儀なくされる 44)。

かつて五百旗頭真氏は戦後日本の政治路線を社会民主主義路線、経済中心主義路線、伝統的国家主義路線の三つに類型化し、自民党初代総裁である鳩山一郎や、安保改定を実現した岸信介を伝統的国家主義路線の代表的存在として位置付けた450。米ソ連戦に対処するための自由主義陣営結束と並んで、憲法改正を重要課題に掲げた青嵐会は前述の類型に照らし合わせると、伝統的国家主義路線の延長線上に位置するはずだが、1970年代の自民党内でキャスティング・ボートを握ることはなかった。すでに自民党では1974年の第10回参議院議員選挙によって与野党伯仲国会が出現して以来、野党への宥和策から憲法問題は棚上げされ、自主憲法期成議員同盟の活動も停滞傾向に入っていた460。鈴木内閣期に党内の憲法調査会が活動を再開するものの、現行憲法の基本原則を見直すことへの消極的雰囲気が強く、自主憲法制定に向けた党内論議は自民党結党時に比して大きく後退していたのが現状であった470。

この 1970 年代後半期、社会党や共産党が低迷傾向に入る一方、自民党は野党側の福祉・環境政策を吸収することで長期低迷傾向に歯止めをかけ、「保守回帰」と称さる傾向が生まれる48)。しかし、田中角栄の退陣から 6 年までの間に四代も内閣が交代した事実はどう認識すればよいのか。戦後、日本国憲法は内閣制度を明文化し、議院内閣制を制度として確立することで、明治憲法下に見られたような権力割拠性の克服を図った。一般に議院内閣制は行政府と立法府が協働・連携関係にあるため、政府提出法案の迅速な成立など、政権の安定につながりやすい点がメリットに挙げられる。しかし、この時期の自民党のよう

に与党内が不安定な状態にある場合、首相のリーダーシップは制約され、短命政権の連続をもたらすことになる。こうしたことが 1980 年代になり、首相公選制の導入論議や、長期安定政権とそれに基づく牽引型リーダーシップへの期待を高める背景になるのである。

6.「大統領型首相」の登場から自民党政治の終わりまで(1982~1993年)

1982 (昭和 57) 年 11 月、中曽根康弘を首班として誕生した新政権は5年に及ぶ長期政権となる。1970年代の歴代内閣と異なり、中曽根内閣が長期政権となった背景は日米関係にあった。米ソ冷戦は1962年のキューバ危機以降、「デタント」(緊張緩和)に向かっていたが、1979年のソ連のアフガニスタン侵攻により「新冷戦」の段階に突入していく。

米国では 1981 年にレーガン共和党政権が成立すると、それまでの防衛費増額要求といった形での対日批判を抑制し、日本を欧米諸国並みに扱うことで新冷戦に対処する方針へ転換するようになる⁴⁹⁾。中曽根内閣は 1985 年のプラザ合意に加え、1987 年には防衛費の GNP (国民総生産) 1 %枠撤廃など、広い面で対米協調路線を展開していく。また、「増税なき財政再建」のため、三公社(日本専売公社、日本電信電話公社、日本国有鉄道)民営化を実現したことから、米国のレーガン政権、英国のサッチャー政権と並ぶ新自由主義政権と位置付けられている。それまでの首相の指導力が調整型リーダーシップや組織配慮型リーダーシップであったことに比べると、中曽根内閣の政策決定は牽引型リーダーシップや官邸主導型リーダーシップのモデルと評することができる。

当時、自衛官として米国で在外研究に従事し、のちに防衛大学校教授(戦略論)となる 西村繁樹氏は中曽根による日米同盟強化の取り組みが「爾後の日米防衛協力を著しく前進 させ」、「その結果日本は、冷戦における西側の勝利に大きく貢献した」とし、「1960年の 岸信介内閣における日米安保改定に匹敵するもの」と評価している50。こうした中曽根内 閣による外交・安全保障政策や行財政改革は 21 世紀以降の内閣と比較した場合、どういった形で共通点や相違点が見られるかという点は興味深いところである。

ただし、中曽根内閣の全過程を見ると、自主憲法制定など、中曽根の旧来の主張がそのまま反映されたわけではなかった⁵¹⁾。中曽根が1982年の自民党総裁選に勝利できたのは田中派の圧倒的支援によるものであり、第一次中曽根内閣には官房長官・後藤田正晴など田中派議員7名が入閣し、自民党幹事長には田中派の二階堂進が留任していた⁵²⁾。1983年のロッキード事件結審によって田中の有罪が確定し、1985年に脳梗塞で倒れることで田中の影響力は後退するが⁵³⁾、中曽根は政権運営の上で最後まで後藤田の存在を無視できな

かった。1980年代、自民党や保守勢力の内部では米国からの働きかけや新冷戦の到来を背景にして改憲論が再び活性化する54)。しかし、「大統領型首相」を目指し、「戦後政治の総決算」を掲げた中曽根ですら、憲法の改正を国会で発議させるまでには至らなかった。

また、対アジア関係では 1985 年終戦記念日の中曽根による靖国神社「公式参拝」が中国との外交問題に発展し、翌年以降の靖国神社参拝中止を表明する事態になる。翌 1986年の藤尾正行文相の日韓併合をめぐる発言が韓国との外交問題に発展すると、中曽根は憲法第 68条の閣僚任免権に基づいて藤尾文相を罷免する。こうした一連の対応は中ソ対立に並行して改革開放路線に転換していた中国や、同じく西側陣営に位置していた韓国との関係を悪化させたくなかったという現実的判断によるものであった。

1987年、中曽根が5年間の自民党総裁の任期を終えて退陣すると、日本は昭和の終わりから平成の初めにかけて大きな転換点にさしかかっていく。平成という時代の始まりは米ソ冷戦の終結、バブル経済の崩壊と日本型雇用体系の終わり、55年体制の崩壊など、それまで戦後日本を形作ってきた基本的な枠組みが解体していく時期と重なる。竹下内閣(1987.11~1989.6)、宇野内閣(1989.6~1989.8)、海部内閣(1989.8~1991.11)、宮澤内閣(1991.11~1993.8)のうち、政権担当期間が2年を超えたのは海部内閣(2年3ヶ月)のみであった。この時期を特徴付けるのは、①政治改革論議の高まり、②内需主導型経済に代わる新しい成長戦略の欠如、③自民党における党内不一致という三点である。

①は 1988 年のリクルート事件、1991(平成 3)年の東京佐川急便事件が大きな背景になっており、中選挙区制の下で発達した政官財の癒着構造(「鉄の三角形」)や、自民党一党優位制の見直しを強めるものとなる。平成最初の国政選挙である 1989 年 7 月の第 15 回参議院議員選挙では当時の首相・宇野宗佑の女性スキャンダルも重なり、社会党など野党勢力が過半数議席を確保する。こうした「ねじれ国会」の出現は自民党政治の終わりが近いことを予感させるものであった。

②は 1985 年のプラザ合意後、円高不況を受けて主要企業が生産拠点の海外移転を進めたことから、政府が対応策として低金利政策を導入したことが背景にある。これによって地価と株価が高騰し、バブル経済(平成景気)の流れが作られる。しかし、大蔵省が金融引き締め策に転じたことで、1991 年後半から都市部で地価下落が始まり、日本経済は「失われた 20 年」と呼ばれる長期不況に突入していく。

なお、この 1991 年に湾岸戦争が勃発すると、当時の海部内閣は多国籍軍に総額 130 億ドル (開戦前の支援金 40 億ドルを含む) の支援金を拠出する。ただし、米ブッシュ政権

からの自衛隊派遣要請を憲法上の制約から拒否した結果、湾岸戦争終結後にクウェート政府が米紙『ワシントンポスト』に発表する感謝広告に日本は含まれないという不名誉を甘受することになる。河野康子氏が評するように、「湾岸戦争をめぐる政治過程は、『吉田ドクトリン』という 55 年体制下の外交理念に再検討を迫った」 55 ものであった。

のちに宮澤内閣期の 1992 年 6 月、政府提出法案である PKO (国連平和維持活動) 協力 法が野党の反対を押し切って成立し、自衛隊の海外派遣に道が開かれる。この PKO 協力 法を自民党内で強力に推進した一人が幹事長・小沢一郎であり、この小沢が 1990 年代以 降の政界再編の中心となることで、③の党内不一致をもたらすことになる。

1993年5月、衆議院本会議では社会党、公明党、民社党による宮澤内閣不信任決議案が 提出され、小沢ら自民党の一部議員も合流したことで翌月に可決される。7月の第 40 回 衆議院議員総選挙は自民党が過半数割れし、新党諸派が躍進する結果となり、8 月に宮澤 内閣は総辞職する。ここに 1955 年から続いた自民党単独政権時代は終わり、代わって非 自民7党1会派の連立政権である細川内閣が成立する。これまで筆者は 55 年体制の崩壊 前後に政治の場で活動した人々にインタビューを重ねてきたが、細川内閣期の 1994 年に 成立した政治改革四法案のうち、必ず話題に上るのが公職選挙法改正に伴う小選挙区比例 代表並立制の導入である。この小選挙区比例代表制は派閥本位・人物本位型選挙に代わる 政党本位・政策本位型選挙、自民党一党優位政党制に代わる政権交代可能な二大政党制の 実現が目的であったとされる。小選挙区制の導入は鳩山一郎や岸信介も賛同していたもの であるが、1990 代以降、その導入を強く主張したのが小沢一郎である。小沢の著書『日本 改造計画』には、「戦後日本の政治は、対外政策の大枠をアメリカにまかせ、国内の配分に 専念してきた」ことで、特定政党が与野党の地位を占める「総談合政治」を生み出してき た56)。しかし、小選挙区制であれば、選挙戦は「それぞれの政党の代表者間で争われ、各 党が政策を競うこと」になり、やがて「国の基本理念を同じくする二大政党制が確立しや すくなる」と述べられている57)。

では、この時期の政治改革論議で示された小選挙区制や二大政党制への期待は平成の日本政治に何をもたらしたのか。第一はマニフェストの重視であり、ばらまき政策や浮動票の増加といった問題だけではなく、高齢者世代への迎合と抜本的な社会保障改革の棚上げをもたらすことになる58)。第二は当選条件の厳格化である。小選挙区制で当選を果たす場合、51%以上の得票が必要であり、候補者は特定の地域・階層・組織ではなく、選挙区内のあらゆる有権者層と接触しなければならない。その結果、国会活動に専念できず、選挙

区との関係に縛られるという悪循環を引き起こすことになる59)。第三は党内政治力学における派閥の衰退である。この影響は自民党において顕著であり、公職選挙法改正と政治資金規正法改正に伴い、党執行部による公認候補決定権と政党助成金配布権が強化された結果、党内の各派閥が個性的な人材を生み出すことを困難にしていると言われる60)。

戦後史の第6期は中曽根内閣という長期政権ののち、1970年代と同様の短命政権が連続することで、戦後日本政治の問題点を様々な形で露呈する結果に終わった。そして、そのことが平成初期、英米型二大政党制を理想とする政治改革論議の背景となり、2009年の民主党政権に至るまで、その後の日本政治の行方に影響を及ぼすことになるのである。

おわりに

本稿では占領期から平成初期までを分析対象とし、戦後日本の保革対立が国際関係の推移によって大きく規定されたものであることを述べた。米国による対日占領政策の性格は米ソ冷戦の進展を受けて1948(昭和23)年から変化し、日本の西側陣営への編入と親米保守政権の成立に期待するようになる。その結果、1952年の主権回復に至るまで、保守と革新の両陣営は単独講和の是非をめぐって対立する。当時、首相として単独講和を実現した吉田茂は、「戦争で負けて外交に勝った歴史がある」という言葉を残しているが、その吉田の外交が戦後日本に残したものは何であったのかを考える必要があるだろう。本論部分で述べたように、吉田は将来の憲法改正の可能性を否定しておらず、国力が充実した段階で日米安保条約の改定を図るつもりであった。

しかし、憲法改正や安保改定は吉田の政権担当期に実現できないまま、55 年体制という枠組みへ移行する。政治学における政党システム論にあって、最も有名なものはイタリアの政治学者ジョバンニ・サルトーリの提唱したイデオロギー的距離に基づく政党制分類である。サルトーリは政党制を一党制、ヘゲモニー政党制、一党優位政党制、二大政党制、穏健多党制、分極的多党制、原子化政党制の七つに分類しており、55 年体制は一党優位政党制の代表例として位置付けられている61)。現在、一部の学習参考書や日本政治史の著作では55 年体制を二大政党制と表記しているものがある。しかし、二大政党制とは政権交代可能な二大政党が拮抗する状態を指すものである。38 年にわたって自民党が単独長期政権を担い、社会党単独での政権奪取は最後まで実現しなかった。その意味で55 年体制は「疑似二大政党制」62)と言い換えることも可能である。

本来、二大政党制を目指して出発した 55 年体制が一党優位政党制に終わったのはなぜ

か。第一の要因は国際政治構造としての米ソ冷戦である。本論部分で述べたように、保守合同は社会主義政権誕生を阻止するために財界が望んだものであり、米国としても安定した親米保守政権の継続は日米関係の理想であった。自民党が結党時に目指したのは自主憲法制定や駐留米軍撤退により「独立の完成」を図るものであり、そのことは吉田もサンフランシスコ平和条約調印の際、将来の課題として意識していたものであった。しかし、冷戦が進行していくと、在日米軍の撤退を求めることは現実面で不可能になっていく。その意味では岸内閣による安保改定、佐藤内閣による安保自動延長は吉田路線の枠内での日米同盟強化と言うことも可能である。池田・佐藤内閣期、戦後日本外交は米国と一体化していき、この時期から戦後保守政治の在り方は日米安保体制の堅持を自明の理とするようになる。その一方、国内で激しい政治対立を巻き起こすような問題を棚上げし、政権維持が目的化されていくようになる。こうして1960年代以降、自民党が結党時に掲げた自主憲法制定・自主軍備とは異なる形で、自民党政治は展開していくことになる。本来、別個の時代背景から誕生したはずの日本国憲法、日米安保条約、自民党が一つに融合することで戦後日本の保守政治が確立されることになるのである。

ただし、米ソ冷戦という国際政治環境の下、日本が安全保障の大枠を米国に依存せざるを得ないことへのジレンマがまったくなかったわけではない。沖縄返還時に首相であった佐藤栄作は退陣直前の1972年7月1日の日記で沖縄の米軍基地問題に触れ、「軍の撤退後の空白を如何にするか。それかといって米軍は去って貰いたいものだ」⁶³⁾と記していている。この佐藤が抱えたジレンマは38年後、鳩山由紀夫を首班とする民主党政権が普天間基地移設問題をめぐって直面することになるものである。

また、佐藤退陣後に政権を担う田中角栄は二つの「ニクソン・ショック」を受け、対米 依存からの脱却を目指す。エネルギー政策を安全保障の一環として捉えるならば、田中の 資源外交は注目に値する。しかし、日本列島改造論の失敗や、池田内閣以来の金権政治体質を表面化させたことは 1970 年代の日本政治を混迷させる原因となる。一方、1980 年代 の中曽根内閣は外交・安全保障政策、経済政策などの広い分野で対米協調路線を推進する。 日米関係が政権維持のために重要になるとの認識があったためである。

そして、一党優位政党制を可能にした第二の要因は「野党の多党化」であり、自民党に 代わる有力野党の結成や野党連合の進展も見られなかった。宮崎隆次氏が指摘しているよ うに、55 年体制の下では自民党と社会党以外の新党が結成される見込みは最初から低く、 1960年代前半に民社党や公明党が結成されて「野党の多党化」が実現するものの、勢力拡 大には結びつかなかった⁶⁴⁾。このように革新勢力の側が自民党から政権を奪取するほどの力にまで成長できなかったことも戦後日本政治史の特徴である。そして、最終的に自民党政権は 1990 年代、湾岸戦争への対応や政治改革論議の高まりの中で有効なリーダーシップを発揮できないまま、崩壊を迎えることになるのである。なお、本稿で言及できなかった党内派閥や中選挙区制、官僚制については別の機会に論じるものとしたい。

- 6)『昭和二十一年日誌』(国立国会図書館憲政資料室所蔵「安藤正純関係文書」R3-10-12)6月6日条。引用部分の「」は原文にないものであり、句読点も読みやすさを考えて適宜処理した。また、安藤正純については、拙稿「政党政治家・安藤正純の戦前と戦後」(『法政論叢』第54巻第2号、2018年)を参照。なお、本稿では政治家を研究対象として位置付ける観点から、存命中の人物も含め、すべて敬称略とする。
- 7) 井上寿一氏はこの時期の吉田茂が 1920 年代に政党政治や協調外交が成立していた実績から明治憲法の改正に消極的であったとし、新憲法制定問題を米国との外交問題として認識していたとする(井上寿一『吉田茂と昭和史』講談社、2009 年、148~152 頁)。
- 8)「封じ込め政策」の立案者である国務省政策企画室長ジョージ・ケナンを軸として、対日占領政策の転換過程を検討した研究として、五十嵐武士『戦後日米関係の形成』(講談社、1995年)を参照。
- 9) 前掲『吉田茂と昭和史』217~218頁。
- 10) 伊藤隆監修『佐藤榮作日記』第1巻(朝日新聞社、1998年) 197頁。
- 11) 片岡鉄哉『さらば吉田茂』(文藝春秋、1992年)、孫崎享『戦後史の正体』(創元社、 2012年)。
- 12) 吉田茂『激動の百年史』(白川書院、1978年) 150~151頁。
- 13) 北岡伸一「吉田茂における戦前と戦後」(近代日本研究会編『年報・近代日本研究 16 戦後外交の形成』山川出版社、1994年) 114~115 頁。なお、楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成』(ミネルヴァ書房、2009年) も占領期の吉田が否定的であった理由の一つとして、「急激な再軍備が旧軍の影響力の復活を促進する可能性の高いこと」(181頁) を認識していたためと指摘している。
- 14) 1945 年 8 月 27 日付・来栖三郎宛吉田茂葉書(国立国会図書館憲政資料室所蔵「原田 熊雄関係文書」54~14)。
- 15) 北岡伸一「海洋国家日本の戦略」(石津智之、ウィリアムソン・マーレー編『日米戦略思想史』彩流社、2005年)30頁。
- 16) 代表的なものとして、高坂正堯『宰相吉田茂』(中央公論社、1968 年)、永井陽之助 『現代と戦略』(文藝春秋、1985 年)、前掲『日米戦争と戦後日本』など。
- 17) 楠綾子「基地、再軍備、2 国間安全保障関係の態様:1951 年日米安全保障条約の法的意味とその理解」(日本政治学会編『年報政治学 2017 II 政治分析方法のフロンティア』木鐸社、2017年)240~241頁。

¹⁾ 間宮陽介ほか『政治・経済』(東京書籍、2018年) 69頁。

^{2) 『}高等学校学習指導要領解説』公民編(文部科学省、2009 年 12 月 [2014 年 1 月、一部改訂]。http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2014/10/01/1282000 4.pdf)。

^{3) 『}読売新聞』 2015年11月18日。

⁴⁾ 鳥海靖『もういちど読む山川日本近代史』(山川出版社、2013年) 216~217頁。

⁵⁾ 五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』(講談社、2005年) 109~68頁。

- 18) 前掲『政治・経済』43 頁。
- 19) 前掲『吉田茂と昭和史』258~259頁。
- 20) 宮崎隆次「五五年体制の崩壊と連合政治」(『週刊エコノミスト』1993年8月10日号) 38 頁
- 21) 升味準之輔『戦後政治』下巻(東京大学出版会、1983年)337頁。
- 22) 自由民主党編『自由民主党党史 資料編』(自由民主党、1987年) 10頁。
- 23)「証言・一九六〇年安保改定」(『中央公論』1977年 10 月号) 189~192 頁。
- 24) 河内孝『誰も語らなかった"日米核密約"の正体』(KADOKAWA、2014年) 83~87 頁。
- 25) 五百旗頭真編『日米関係史』(有斐閣、2006年) 198頁。
- 26) 2017 (平成 29) 年 2 月 10 日、安倍晋三首相とトランプ大統領により発表された共同 声明では、尖閣諸島が日米安保条約第 5 条の適用対象であると明記されている(『読売新聞』2017 年 2 月 12 日)。
- 27) 中西寛「敗戦国の外交戦略」(前掲『日米戦略思想史』) 166頁。
- 28) 石破茂「個別的自衛権では無理がある」(『中央公論』2014年6月号)93頁。
- 29) 佐瀬昌盛『新版集団的自衛権』(一藝社、2012年) 138頁。なお、小川和久氏は新安保条約が第5条と第6条をセットにして機能しており、米国に対する日本の基地提供能力は他の同盟国が担保できるものではなく、日本列島が米本土と同等の「戦略的根拠地」(パワー・プロジェクション・プラットホーム)になっている現状を踏まえれば、日米同盟は最も双務的関係な同盟であると評価している(小川和久『日米同盟のリアリズム』文藝春秋、2017年、18~25頁)。
- 30) 岸信介の「日米新時代」は安保改定・憲法改正までが目標であったというのが通説である。これに対して、河内孝氏は岸が首相就任後に自衛用核兵器を合憲とする立場をとっていたことや、マッカーサー駐日米国大使が岸による核武装の意思を認識していたことを踏まえた上で、当時の岸が原子力潜水艦の導入を考えていたのではないかと推定している(前掲『誰も語らなかった"日米核密約"の正体』190~192頁)。
- 31) 五百旗頭真編『日米関係史』(有斐閣、2008年) 205頁。
- 32) 北岡伸一『自民党』(読売新聞社、1995年) 96~139 頁、武田知己「『55 年体制』の 変貌と危機(1955-86)」(季武嘉也・武田知己編『日本政党史』吉川弘文館、2011年) 235~260頁、中北浩爾『自民党政治の変容』(NHK 出版、2014年) 40~53頁。
- 33) 松藤昭「憲法問題をめぐる諸相」(国士舘大学『政経論集』第7号、2004年)16~18 頁。
- 34) 相澤理『歴史が面白くなるディープな戦後史』(KADOKAWA、2014年) 156~157 頁。同書は東進ハイスクール講師を務める著者が一橋大学の日本史入試問題を分析する ことで日本の戦後史を一般読者向けに解説したものである。
- 35) 石川真澄『人物戦後政治』(岩波書店、1997年) 14頁。
- 36) 日本再建イニシアティブ『「戦後保守」は終わったのか』(KADOKAWA、2015年) は戦後保守の本質を「中道保守」と規定し、55年体制下の自民党政治における特徴を特定のイデオロギーではなく、コンセンサス重視や多様な利益の包摂性を可能にした点に求めている。
- 37) 和田純・五百旗頭真編『楠田實日記』(中央公論新社、2001年) 813頁。
- 38)下條芳明「日米同盟と集団的自衛権」(『憲法研究』第 48 号、2016 年)115~116 頁。
- 39) 伊藤隆監修『佐藤榮作日記』第3巻(朝日新聞社、1998年)485頁。
- 40)「保守の危機」への対応として「日本列島改造論」を検討した研究として、下村太一 『田中角栄と自民党政治』(有志舎、2011年)を参照。
- 41) 小林英夫『自民党と戦後史』(KADOKAWA、2014年) 143 頁。
- 42) 以上の内容については、早野透『田中角栄』(中央公論新社、2012年) 268~274 頁

を参照。田中角栄については数多くの書籍があるが、同書は田中の評伝的研究として極めて優れたものである。

- 43) 岡本文夫「保守新党論と青嵐会」(『時事解説』1973年8月16日号) 12頁。
- 44) 青嵐会については、河内孝『血の政治』(新潮社、2009年) が政治記者の立場から全体像を捉えており、石原慎太郎『国家なる幻影』(文藝春秋、1999年) 234~273 頁と合わせて参照されたい。なお、青嵐会には農村部選出の議員が多く、下村太一氏は青嵐会の背景として農業政策をめぐる問題を重視している(前掲『田中角栄と自民党政治』第2章)。
- 45) 前掲『日米戦争と戦後日本』263~269 頁。
- 46) 前掲「憲法問題をめぐる諸相」12頁。
- 47) 同前、24~25頁。
- 48) 佐藤誠三郎・松崎哲久『自民党政権』(中央公論社、1986年) 23~27頁。
- 49) 佐道明広『戦後政治と自衛隊』(吉川弘文館、2006年) 143頁。
- 50) 西村繁樹『防衛戦略とは何か』(PHP 研究所、2012 年) 173~174 頁。
- 51) 服部龍二『中曽根康弘』(中央公論新社、2015年) は中曽根に対する29回のインタビューをもとにしているが、中曽根の主張に引きずられている感が否めず、中曽根内閣期における後退や妥協の側面が十分検討されていない。北岡伸一「中曽根康弘憲法改正論の確立」(公益財団法人世界平和研究所編『国民憲法制定への道』文藝春秋企画出版部、2017年) は中曽根の改憲論が自由や民主主義など近代的諸価値を包括するものであったとしつつ、首相在任中の中曽根が改憲論を封印していた点を指摘している。
- 52) 石川真澄『戦後政治史』(岩波書店、1995年) 155頁。
- 53) 前掲『自民党と戦後史』15頁。
- 54) 久保田譲「憲法『改正』論の現在と過去」(永井憲一編『戦後政治と日本国憲法』三 省堂、1996年) 93頁。
- 55) 河野康子「冷戦終焉と 55 年体制 (1989—2009 年)」(前掲『日本政党史』) 337 頁。 なお、湾岸戦争と日本の対応については、勝股秀通『検証危機 25 年—日本の安全保障を真剣に考える—』(並木書房、2017 年) 第1章を参照。
- 56) 小沢一郎『日本改造計画』(講談社、1993年) 18~19頁。
- 57) 同前、67~69 頁。
- 58) 池田信夫『「強すぎる自民党」の病理』(PHP研究所、2016年) はこうした高齢者世代に迎合する政治を「シルバー民主主義」(38頁) と規定し、「バラマキ福祉」の起点を田中内閣に求めている。
- 59) 薬師寺克行『現代日本政治史』(有斐閣、2014年) 287頁。
- 60) 小林興起『裏切る政治』(光文社、2012年) 87~100頁。著者は小泉内閣期における 2005 (平成17)年、郵政民営化への反対を理由に自民党を除名され、第44回衆議院議員総選挙(通称「郵政総選挙」)で落選している。
- 61) 永山博之・富崎隆・青木一益・真下英二『政治学への扉』(一藝社、2016年) 103~104頁。なお、国際比較も含め、政治学における一党優位政党制の概念を検討したものとして、前掲『自民党政権』6~17頁を参照。同書では「自由な選挙を通じて政権とその政策の基本方向とを国民が選択できる政治体制(自由主義的民主主義)を持った高度産業社会の中では、自民党政権は稀にみる長期安定政権」(6頁)であり、「自民党は世界でも最も強力かつ安定した優越政党」(9頁)と位置付けている。
- 62) 白井聡『戦後政治を終わらせる』(NHK 出版、2016 年) 45 頁。
- 63) 伊藤隆監修『佐藤榮作日記』第5巻(朝日新聞社、1997年)139頁。
- 64) 前掲「五五年体制の崩壊と連合政治」40頁。